

◎工事関係者事故を発生させた下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : ① 西村・矢部地域維持型建設共同企業体
② 株式会社西村建設
③ 矢部開発株式会社
業者の住所 : ① 熊本県下益城郡美里町畝野2900
② 熊本県下益城郡美里町畝野2900
③ 熊本県上益城郡山都町南田220-1
2. 指名停止措置期間 : 平成30年8月29日 ~ 平成30年9月28日
(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、熊本復興事務所発注工事において、平成30年2月20日、斜面の安定性確認を目的とする調査ボーリングの足場組立て作業中に、作業員が足場下部ステージからバランスを崩し斜面下部に転落し、負傷したものである。
工事名 : 平成28年度災害復旧 戸下地区外下部斜面对策河床進入路工事
被災者 : 1名(工事関係者)
被災場所 : 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽戸下地内
被災状況 : 第8胸椎脱臼、第9胸椎破裂骨折
5. 指名停止措置理由
当該業者たる西村・矢部地域維持型建設共同企業体が、熊本復興事務所発注の「平成28年度災害復旧 戸下地区外下部斜面对策河床進入路工事」において工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「指名停止措置要領」という。)(以下「措置要領」と総称する。)の別表第1第7号(下記参照)に該当する。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。
(「②株式会社西村建設」及び「③矢部開発株式会社」については、「①西村・矢部地域維持型建設共同企業体」の構成員であり、指名停止措置要領第2第2項を適用し、指名停止措置となる。)

<指名停止措置要領別表第1>

措置要件	期間
7 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局(福岡市博多区博多駅東2-10-7)
代表: 092-471-6331
総務部契約管理官 富山 昭義 (内線 2222)
(契約課直通: Tel 092-476-3509)
企画部技術管理課長 徳田 浩一郎 (内線 3311)
(技術管理課直通: Tel 092-476-3546)
港湾空港関係
総務部契約管理官 田中 浩紀 (内線 290)
(経理調達課直通: Tel 092-418-3345)